

事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業における感染症指定医療機関等との
連携強化にかかる協力依頼について

平素より、感染症対策行政への取組に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国は、感染症法第 56 条の 39 の規定に基づき、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、および医薬品の研究開発の推進を目的として、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN: Infectious Disease Clinical Research Network With National Repository）事業（以下「本事業」という。）を国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）への委託事業として実施しているところです。

本事業では、感染症有事に備え、平時より感染症指定医療機関等の参画医療機関や自治体等と連携し、検体及び臨床情報等を収集し一元的に情報を管理する基盤の整備を行い、さらにそれらの利活用を希望する研究者・企業等に提供し、臨床研究に使用できるよう体制の整備を進めております。

また、本事業は「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和 8 年 3 月 24 日閣議決定）において、感染症有事に備えた平時からの研究開発、製造等強化に必要な政策のひとつとして記載されているところです。

都道府県におかれましては、感染症予防計画や新型インフルエンザ等政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）において、平時からの医療提供体制の確保とともに、有事に備えた積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集体制の整備、並びに病原体の性状解明や治療薬等の研究開発の強化において、管内医療機関等との連携を通じた協力を行うという役割を担うことが位置付けられております。

つきましては、貴管下の感染症指定医療機関等と平時からの連携を一層強化いただき、感染症有事も含め、本事業を通じた感染症に係る連携体制の構築及びネットワークを基盤とした臨床研究の円滑な実施についても、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願いいたします。

なお、これまで、感染症指定医療機関が本事業に参画いただく際、各都道府県より推薦をいただいていたところですが、令和 8 年度からは各都道府県からの推薦を必要とせず本事業にご参画いただけるよう体制を変更しました。現在、本事業への参画対象を全ての都道府県の特定及び第一種感染症指定医療機関に拡大し、ネットワークの拡大を

図っていますことを申し添えます。

また、本事業に参画いただく医療機関及び連携する都道府県に対しては、本事業事務局より、感染症に関する最新の知見や情報の共有、並びに専門的な勉強会等への参加機会の提供を予定しております。有事における対応能力強化や平時からの知見向上にも資する内容となっておりますので、積極的にご活用ください。

研修会や勉強会等についての詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://icrown.jihs.go.jp/information/info20260711/>

以上

(参考資料：iCROWN 公式ホームページより抜粋 (<https://icrown.jihs.go.jp/>))

